

別紙

(下線部分は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>第15条～第33条 (省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、毎年<u>9</u>月30日を基準日として、取締役会の決議により、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</p> <p>第37条 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>第15条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、毎年<u>6</u>月30日を基準日として、取締役会の決議により、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(第15期事業年度)</p> <p><u>第1条 第34条の規定にかかわらず、第15期事業年度は、平成28年4月1日から同年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p>(第15期事業年度の中間配当)</p> <p><u>第2条 第36条の規定にかかわらず、第15期事業年度の中間配当の基準日は、平成28年9月30日とする。</u></p> <p>(附則の有効期間)</p> <p><u>第3条 本附則は、第15期事業年度終了後、これを削る。</u></p>